

3. 1 1 メモリアルネットワーク 理事推薦投票規程

(目的)

第1条 この規程は、3. 1 1 メモリアルネットワークが規約で定める理事の推薦投票について、必要な事項を定めることを目的とする。

(投票の管理・事務)

第2条 投票及び開票の管理並びに理事推薦投票に関する事務は、事務局が担当する。

(投票権)

第3条 理事は、理事候補者リストに掲載された各候補者について信任投票する形式により、概ね10名を選出する。

(投票者)

第4条 理事の推薦投票を行うのは、本会の会員のうち投票権を有する者とする。

(候補者の条件)

第5条 候補者は、被投票権を有する会員の中から、東日本大震災の伝承活動を支える中間組織の運営を担う資質と熱意が認められる者とする。

(理事候補者リスト)

第6条 事務局は、投票を行う総会の開催に先立ち、会員へ理事の自薦他薦を募集し、その結果を受けて、理事候補者リストを作成する。

2 理事候補者リストの作成にあたっては、必ず後に定める同一団体規制および県別の定数を考慮の上、ネットワークの理事にふさわしい候補者を選定する。

3 他薦の候補については、理事候補者リスト掲載前に必ず就任の意思を確認する。

(判定)

第7条 候補者の理事就任の判定は、当日投票分・期日前投票分を合わせた集計結果において、総会員数の過半数の承認をもって行う。

(同一団体規制)

第8条 3. 1 1 メモリアルネットワークは団体を超えた連携を目指す組織であることに鑑み、同一の団体からは1名のみが理事に就任できることとする。

(県別の定数)

第9条 3. 1 1 メモリアルネットワークは地域を超えた連携を目指す組織であることに鑑み、東日本大震災で最も甚大な被害を受けた岩手県・宮城県・福島県に住所を登録する理事が各県2名以上となるようにする。

(開票結果の報告)

第10条 事務局は、投票後速やかに投票の結果を全会員に対し報告する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、役員会において行う。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項については、会員の協議を経て決定する。

附則 本規程は、平成29年11月17日より施行する。

附則2 本改定規程は、平成30年6月18日より施行する。

附則3 本改定規程は、平成30年11月26日より施行する。

附則4 本改定規程は、令和2年6月20日より施行する。